

文化財維持・修復事業助成についての「ご質問」に対する回答例

公益財団法人 住友財団

質問1 どんな文化財の修復が対象になりますか？

[回答]

募集要項の1.事業の内容にある通り、

日本国内に所在する、芸術的、学術的に価値のある、後世に継承すべき美術工芸品(絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、歴史資料、考古資料)の維持・修復事業に助成しています。

なお、部分的な修理では無く全面的な修理(本格的に解体して修理を行う)を対象としていません。またレプリカの作成や、祭礼等で使用される山車等の車体や車輪の修理は対象外です。

質問2 申請金額について、助成金額の上限はありますか？

[回答]

助成金額の上限はありません。

年間30件程度としている助成件数の目標で総額を割ると1件平均の助成金額は233万円となります。事例によって異なりますが、対象品が指定有りの場合、200万円程度を助成すると修復可能となるケースが多くなっています。対象品が無指定の場合は、より多くの金額が必要となることもありますが、財団としては、所有者の財政状態も推し量りながら申請額が妥当かどうかを判断して助成金額を決定します。

質問3 申請金額について、補助率に上限はありますか？

[回答]

補助率(助成金÷修復に直接必要な経費)に上限はありません。

修復が必要と判断されれば、直接経費全額を助成することもあります。

対象文化財が指定有りの場合で、公的な補助金交付の予定があり、所有者負担のみが不足している場合は、不足額を申請して下さい。対象品が指定なしの場合は、修理経費のうち所有者が調達できない不足分を申請額として下さい。

質問4 毎年どういう点を重視して選考しているのですか？

[回答]

①文化財としての重要度、②修復の要緊急度、③修復計画の妥当性(修復方法及び修復業者の技術力)、④助成の必要度にポイントを置いています。

質問5 申請する文化財は、指定を受けていません。申請しても良いですか？

[回答]

1991年の助成スタート時から指定の有り無しにはこだわらずに、幅広く応募申請を受け付けています。実際に、無指定文化財への助成を数多く実施しており、修復後に重要文化財や県指定文化財に指定されたケースもあります。

質問6 初めて申請するが、修復を急いでいます。優先的に採択してもらえますか？

[回答]

ここ数年は、助成金額が足りずに翌年に再度申請いただく事例が増えているので、初めての申請を採択する事は難しい状況です。しかしながら、特に修復の要緊急度が高いと判断される場合は、初めての申請でも採択されることがあります。

質問7 修復に数年かかる事業で、既に事業を開始している。途中から公的補助金が減り、所有者負担が当初計画比増加し困窮している。こういう場合申請しても良いですか？

[回答]

指定文化財修復の補助金は、台風・地震等の予測できない災害による文化財の倒壊(主に建物)等があると、美術品の修復事業に影響の出る事があるようです。申請書に公的補助金の減る事情などを具体的に記入して申請下さい。ケースによっては採択になることがあります。